（警備用具）

第三十六条　法第七十七条第一項又は第二項の措置に必要な警備用具は、次に掲げるものとする。

［一～四　略］

五　催涙弾及び着色弾並びにこれらの発射機

六　［略］

（法第百四十六条第一項に規定する法務省令で定める事由）

第八十三条　法第百四十六条第一項に規定する法務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

［一～四　略］

五　法第百四十六条第一項に規定する通信の相手方が第二十二条第三号に掲げる者であること。

備考　表中の［　］の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（警備用具）

第三十六条　法第七十七条第一項又は第二項の措置に必要な警備用具は、次に掲げるものとする。

［一～四　同上］

五　催涙弾、催涙ガス筒及び着色弾並びにこれらの発射機

六　［同上］

（法第百四十六条第一項に規定する法務省令で定める事由）

第八十三条　法第百四十六条第一項に規定する法務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

［一～四　同上］

［号を加える。］

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（催涙ガス筒及びその発射機に関する経過措置）

2　刑事施設の長は、この省令の施行の際現に保有する催涙ガス筒及びその発射機については、その廃棄をするまでの間、これらを管理するものとする。

規　則

○原子力規制委員会規則第十八号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二十八条の二の規定に基づき、試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十一月九日　　原子力規制委員会委員長　更田　豊志

試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則の一部を改正する規則

（改正の対象となる規則の一部改正）

第一条　試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第七号）の一部を、別表により改正する。

第二条　別表中、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

別表　試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
（試験研究用等原子炉施設の機能） **第十条**　試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において試験研究用等原子炉の反応度を安全かつ安定的に制御でき、かつ、運転時の異常な過渡変化時においても試験研究用等原子炉固有の出力抑制特性を有するとともに、当該試験研究用等原子炉の反応度を制御することにより原子核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有するものでなければならない。ただし、試験炉許可基準規則第十五条第一項ただし書の規定の適用を受ける臨界実験装置に係る試験研究用等原子炉施設にあっては、試験研究用等原子炉固有の出力抑制特性を有することを要しない。 ［2　略］	（試験研究用等原子炉施設の機能） **第十条**　試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において試験研究用等原子炉の反応度を安全かつ安定的に制御でき、かつ、運転時の異常な過渡変化時においても試験研究用等原子炉固有の出力抑制特性を有するとともに、当該試験研究用等原子炉の反応度を制御することにより原子核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有するものでなければならない。 ［2　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	